⑵　関係機関相互の協力

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦への支援については、就業支援と子育て・生活支援を組み合わせて実施することが重要であることから、母子・父子自立支援員、福祉事務所その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する機関、児童委員、児童家庭支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援を行う関係機関が相互に協力することが必要である。

また、家計、仕事、家事、住居、子どもの教育・進学、親族の健康・介護、児童虐待、配偶者からの暴力など、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱える課題は多岐にわたっていることから、福祉や教育など幅広い分野にわたる関係機関が相互に連携することも必要である。あわせて、児童扶養手当の現況届提出時等の機会を積極的に活用し、子育て、生活、就業、養育費等に関する相談に集中的に対応できる体制の構築を図ることも必要である。

⑶　相談機能の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、母子家庭の母又は父子家庭の父になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様な支援を必要としており、また、配偶者からの暴力や児童虐待の課題など多様な課題を抱えている場合もある。このため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の悩みや課題の内容のいかんにかかわらず、まず相談でき、それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせて、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的・包括的な支援を行う相談支援体制を整えることが重要である。

その際、母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、母子・父子自立支援員と連携して問題の解決に努めること等が重要である。さらに、母子・父子自立支援員の受けた相談内容の割合が母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当などに関するものが多い状況を踏まえると、相談窓口に就業支援を担当する者（以下「就業支援専門員」という。）を配置して就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図ることが望ましい。そのため、相談窓口に関する分かりやすい情報提供等に取り組んでいくことが必要である。

また、行政とのあらゆる接点を通じて困難に陥る前から相談・支援につなげ、必要な支援メニューにつなげる体制を構築するため、離婚届提出時、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等あらゆる機会を捉え、支援窓口につなげる仕組みを構築する必要がある。

都道府県等及び市等は、福祉事務所等の相談窓口に、母子・父子自立支援員を適正に配置した上で、更にそれぞれの実情に応じ、就業支援専門員を配置するとともに、児童扶養手当、子育て支援、離婚や妊娠に係る相談窓口や支援機関との連携を密にすることにより、具体的な支援メニューにつなげる支援体制を整備することが重要である。また、相談窓口の整備に当たっては、地域の実情に応じ、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体の活用を検討することも重要である。あわせて、相談支援を担う人材を確保すること及び資質の向上のための研修等の機会を提供すること等を通じて、相談機能の強化を図るとともに、相談窓口の周知により利用を促すことが必要である。

また、都道府県及び市町村は、平成20年４月から実施されている児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や相談等を行う必要がある。

⑷　子育て・生活支援の強化

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするため、また、就業が直ちに困難な場合に母子家庭の母及び父子家庭の父の状態に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業などの一般の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の居宅への家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援の拡充、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する子育てに関する講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等に取り組むことが重要である。さらに、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、母子家庭及び父子家庭の児童の生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後の居場所の提供、学習支援等に取り組むことが重要である。

⑸　就業支援の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業やより良い条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。支援に当たっては、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しているが、特に就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金については、全ての都道府県等及び市等において積極的な実施とその周知が求められるとともに、今後は、母子家庭の母及び父子家庭の父の学び直しの視点も含め、就業支援を拡充することが求められる。

⑹　養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

養育費の確保については、養育費の取り決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要であり、養育費等の取り決め合意書のひな形を作成し、離婚届と同時に交付すること等を通じた離婚当事者に対する周知啓発や相談等に対応する者に対する支援、弁護士による養育費相談の実施が重要である。また、面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことであるが、他方で、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があるとともに、養育費相談とは異なる専門性が必要である。このため、面会交流に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識した上で、取り決め・実施が適切になされるよう、国、都道府県及び市町村は、関係機関や民間団体と協力して周知啓発や相談対応を実施していくことが重要である。

⑺　福祉と雇用の連携

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階における支援が重要である。こうした観点から、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

⑻　子どもの貧困対策

就業により安定した収入を確保し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資するものである。子供の貧困対策に関する大綱に基づき、関係機関と連携しつつ、各施策を実施していくことが重要である。